

○福岡都市圏南部環境事業組合低入札価格調査 実施要綱

〔平成20年8月29日〕
〔告示第5号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、組合が競争入札により行う工事又は製造その他（以下「工事等」という。）についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（これらの規定を第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（これらの規定を第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する場合に行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行う基準として、あらかじめ設定した価格をいう。
- (3) 失格基準価格 調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行うことなく、契約の内容に適合した履行がなされないと判断する基準として、あらかじめ設定した価格をいう。
- (4) 契約担当者 管理者又はその委任を受けて契約を行う者をいう。

(対象契約)

第3条 この要綱は、競争入札により設計金額2000万円以上の工事又は設計金額500万円以上の製造その他についての請負契約（以下「対象契約」という。）を締結しようとする場合について適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、特に必要があると認めるときは、対象契約の範囲を変更することができる。

(調査基準価格)

第4条 契約担当者は、工事にあつては予定価格の10分の9から10分の7までの、また、製造その他にあつては予定価格の10分の8.5から10分の6までの範囲内において、調査基準価格を定めるものとする。

- 2 調査基準価格は、予定価格調書に記載しなければならない。

(失格基準価格)

第5条 契約担当者は、特に必要があると認めるときは、失格基準価格を定めることがで

きる。

- 2 失格基準価格を定めたときは、予定価格調書に記載しなければならない。

(調査基準価格等の公表)

第6条 契約担当者は、入札公告、指名通知等で調査基準価格及び失格基準価格を定める旨を周知しなければならない。

- 2 調査基準価格及び失格基準価格は、落札決定後に速やかに公表するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、契約担当者は調査基準価格及び失格基準価格を公表することが競争の妨げになると判断したときは、公表をしないことができる。

(入札の執行)

第7条 契約担当者は、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を定めたときにあっては失格基準価格を上回る申込価格での入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、入札者に対して落札の決定を保留する旨を宣言し、調査の上後日落札者を決定することを周知して入札を終了するものとする。

- 2 失格基準価格を下回る申込価格での入札を行った者は、低入札価格調査を行うことなく、失格とする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、低入札を行った者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により行うものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る申込価格で入札した理由及び入札価格積算
- (2) 事業実施体制及び事業工程
- (3) 手持ち事業の状況
- (4) 技術者、作業員等の状況
- (5) 過去に実施した事業状況
- (6) その他契約担当者が必要と認める事項

- 2 前項の場合において、低入札を行った者が関係資料を提出しなかったときは、その者の入札を無効とする。

- 3 低入札価格調査は、事業を担当する課において、低入札を行った者のうち最低の価格又は価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者から、順次、行うものとする。

- 4 契約担当者は、前項の低入札価格調査の結果、落札者と決定することを適当としたときは、次順位以降の入札に係る低入札価格調査を行わないものとする。また、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認めるときは、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に付議し、意見を求めるものとする。

(低入札価格調査委員会)

第9条 低入札を行った者の工事等の履行の可否を審査するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、前条第4項の規定により契約担当者から意見を求められたときは、低入札を行った者を落札者とするを適当とするかどうかの意見を述べるものとする。

- 3 委員会は、組合を構成する福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の担当課長並びに組合の事務局長及び課長をもって組織する。
- 4 委員会に委員長を置く。
- 5 委員長は、組合の事務局長をもって充てるものとし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 委員長は、意見を求められたときは、速やかに会議を開催するものとする。
- 7 委員会に関する事務は、契約を担当する課において処理する。

(落札者の決定)

第10条 契約担当者は、第8条第4項又は前条第2項の規定により落札決定を適当とするものであるときは、その者を落札者と決定し、落札決定を不適当とするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格又は価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

- 2 次順位者が低入札に該当したときは、前2条及び前項の規定を準用する。
- 3 契約担当者は、前2項の規定により落札者を決定した場合は、その旨をすべての当該契約に係る入札参加者に通知しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成22年8月18日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月25日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月1日告示第5号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。